

別表第2(第14条関係)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者及び難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級以上の障がい児者及び難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級以上の障がい児者及び難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児者	障がい児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児者及び難病患者	介護者が障がい児者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児者及び難病患者	介護者が障がい児者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児及び難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいを有する障がい児者及び難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい	手すり付きで障がい児者が容易に使用し得るもの。ただ	8年	5,400円

		児者及び難病患者	し、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。		
	つえ(T字状・棒状)	下肢又は体幹機能障がい等を有する障がい児者	障がい児者の歩行時に身体を支え、安定させ得るもの。	3年	木材 3,850円 軽金属 4,690円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい等を有する障がい児者及び難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい等を有する障がい児者又は療育手帳の等級がA1又はA2の障がい児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	37,860円
	特殊便器	上肢障がい2級以上の障がい児者及び難病患者	温水温風を出す機能を有するもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
自立生活支援用具	火災警報器	火災の感知及び非難が著しく困難な障がい児者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円
	自動消火器	火災の感知及び非難が著しく困難な障がい児者及び難病患者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障がい2級以上若しくは療育手帳の等級がA1又はA2の障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円
	歩行時間延長信	視覚障がい2級以上の	視覚障がい児者が容易に使	10年	7,000円

	号機用小型送信機	障がい児者	用し得るもの。		
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の障がい者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上でCAPDを実施している障がい児者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障がい者であると認められる障がい児者及び難病患者	障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障がい者であると認められる障がい児者及び難病患者	障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
	吸引機・ネブライザー両用器	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障がい者であると認められる障がい児者	障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	72,450円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	盲人用音声式体温計	視覚障がい2級以上の障害児者	視覚障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の障害者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
	パルスオキシメーター	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障がい者であると認められる障がい児者及び難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声発語に著しい障がいをもつ障がい児者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円

情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の障がい児者	障がい児者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト。	—	福祉事務所長が必要と認めた額
点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の障がい者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	視覚障がい児者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7年	標準型・真鍮板製 10,720円 標準型・プラスチック製 6,800円
			5年	携帯型・アルミニウム製 7,420円 携帯型・プラスチック製 1,700円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の障がい児者	視覚障がい児者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の障がい児者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児者が容易に使用し得るもの。	6年	89,800円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の障がい児者	文字情報と同一画面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児者が容易に使用し得るもの。	6年	115,000円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい児者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障がい2級以上の障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	触読式 10,300円
				音声式 13,300円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声発語に著しい障がい者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字	5年	71,000円

		いを有する障がい児者	等により通信が可能な機器であり、障がい児者が容易に使用できるもの。		
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児者用番組並びにテレビ番組に字幕及びゆわ通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900円
	人工喉頭	音声機能障がいを有する喉頭摘出児者。	喉頭摘出者の音声を代用する機能を有し、障がい児者が容易に使用し得るもの。	4年	笛式 5,150円
5年				電動式 72,210円	
	点字図書	点字により情報入手を行っている視覚障がい児者	点字により作成された図書。ただし、雑誌を除く。	—	福祉事務所長が必要と認めた額
	人工内耳用電池	人工内耳を装着している聴覚障がい児者	人工内耳に使用する電池	—	月額2,500円
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋	排便機能障がい を有する障がい 児者	人工肛門を造設した障がい 児者が身体に装着して排泄 物を溜める用具。	— 月額8,860円
		蓄尿袋	排尿機能障がい を有する障がい 児者	人工膀胱を造設した障がい 児者が身体に装着して排泄 物を溜める用具。	— 月額11,640円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	—	月額12,000円
	収尿器	脊髄損傷等による排尿障がい を有する障 がい児者	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの。	1年	男性用・普通型 7,940円 男性用・簡易型 5,880円

					女性用・普通型 8,760 円 女性用・簡易型 6,080 円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいを有する者で障がい等級3級以上の障がい児者及び難病患者	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	200,000 円